

# 「多治見市職員の特殊勤務手当に関する規則」の一部を改正するについて

パブリック コメント募集期間

令和8年1月16日(金)から 2月17日(火)まで

多治見市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正します。

このことについて、皆様のご意見を募集します。

## 【趣旨】

救急救命士が行う活動内容は、一般救急隊員と異なり、高度な知識と技術が必要であり、その業務には特殊性、困難性、および危険性が伴うため、救急救命士の救急出動に係る特殊勤務手当の支給額の増額を行う。

### ◆ 多治見市職員の特殊勤務手当に関する規則 別表（第2条関係）

種類	業務の内容	支給額
特 殊 手 当	消防職員の消防出動業務	
(1)	火災出動	1回 600円
(2)	救助出動	1回 600円
(3)	救急出動	1回 350円
(4)	その他の出動	1回 300円



種類	業務の内容	支給額
特 殊 手 当	消防職員の消防出動業務	
(1)	火災出動	1回 600円
(2)	救助出動	1回 600円
(3)	救急出動 救急救命士	1回 500円
	上記以外の隊員	1回 350円
(4)	その他の出動	1回 300円

## 【意見提出方法】

消防総務課宛に、書面、郵送、FAX または電子メールでお願いします。

送付先 多治見市消防本部 消防総務課 寺井

〒507-0828 多治見市三笠町2丁目21番地

Tel（課直通） 0572(22)9231 Fax 0572(21)0022

Mail [t-fire@city.tajimi.lg.jp](mailto:t-fire@city.tajimi.lg.jp)

